

第 2 2 回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和 7 年 2 月 7 日（金） 午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 2 9 分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 2 4 名

4 出席委員（2 2 名）

1 番 鈴木 正雄	2 番 佐藤 洋悦	3 番 佐藤 吉男	4 番 佐藤 学
5 番 信田 浩則	6 番 本間 隆喜	7 番 齋藤 正宏	8 番 伊藤 悟
1 0 番 小笠原 喜悦	1 1 番 長澤 信徳	1 3 番 伊藤 又工門	1 4 番 高橋 勝範
1 5 番 佐藤 敏光	1 6 番 桜田 友子	1 7 番 渡邊 敏雄	1 8 番 泉 芳博
1 9 番 竹原 まゆみ	2 0 番 小松 伸一	2 1 番 鈴木 靖浩	2 2 番 茂木 靖雄
2 3 番 田村 誠市	2 4 番 細谷 精悦		

5 欠席委員（2 名）

9 番 玉井 慎太郎 1 2 番 高川 吉昭

6 出席した農地利用最適化推進委員（1 0 名）

大曲地域	佐々木 正五	中野 文和	
中仙地域	伊藤 俊雄	安部 寛治	
協和地域	加藤 末道		
仙北地域	檜尾 茂樹	大野 純雄	川原 憲一
太田地域	田口 誠毅	小松 一也	

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	山本 聡
		課長待遇	藤原 千鶴
		主 幹	高橋 慎
		副 主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
	大曲分室	主 任	伊藤 圭吾

西仙北分室	主	事	井上	紗喜乃
中仙分室	主	幹	藤川	美由紀
協和分室	主	査	戸島	廣憲
南外分室	主	事	仲村	大地
仙北分室	主	任	伊藤	久子
太田分室	主	幹	倉田	康弘

8 議事録署名委員

3 番 佐藤 吉男 4 番 佐藤 学

事務局長

おはようございます。

総会の開催前に連絡事項が3点ありますのでお知らせいたします。

1点目は議案の取下げです。資料ナンバー1の15ページをご覧ください。3番、土川の案件です。乾燥調製施設の建築を計画していますが、融資証明書が届いておりませんので取下げるものです。2点目は買受適格証明願いです。第3条目的の買受適格証明願いが6日に提出されましたので議案第7号として追加しております。

3点目は資料の訂正です。資料ナンバー2の最終ページをお開きください。報告第2号の農作業標準賃金・料金表と報告第3号の農地賃借料情報を載せていますが、かがみ文が不足しておりました。申し訳ございません。改めて資料ナンバー3にまとめておりますので、報告第2号、第3号につきましては資料ナンバー3をご覧くださいませようをお願いいたします。

事務局長

改めましておはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出が、9番、玉井慎太郎委員、12番、高川吉昭委員から出ております。

本日は、案件数が多いことに加えて、午後から農業情報センターの運営委員会や農業元気賞の表彰式が予定されているようですので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第22回大仙市農業委員会総会を開催いたします。(午前9時30分 開会)

はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。

ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回2月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第22回総会までの業務報告書をご覧くださいませ。

2月7日に第21回農業委員会総会を委員21名、推進委員4名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにて開催しております。総会終了後には農業者年金加入推進活動打合せ会を開催しております。

2月14日に第3回役員会を役員8名の出席をいただき大曲プラザたつみにて開催しております。協議結果は下段に記載しておりますので後ほどご確認ください。

2月20日に農地専門委員会を委員11名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。令和6年度大仙市農地賃借料情報及び農地パトロール結果についてご協議いただいております。終了後に農政専門委員会を委員10名の出席をいただき、同会場において開催しております。令和7年度大仙市農作業標準賃金・料金表についてご協議いただいております。

2月27日に広報専門委員会を委員3名の出席をいただき、神岡庁舎1階会議室において開催しております。4月1日発行の農業委員会だより第28号の掲載記事等についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
-----	-----------------------------------

議 長 次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める
------	--

令和7年3月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

[illegible]

申請理由につきまして、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人は現在妻子と共に住んでいるアパートが手狭であることから、譲渡人より当該農地を買い受け、住宅の建築を計画したものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当りに割り返しますと、〇〇〇〇〇〇円になります。許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

[illegible]

申請理由につきまして、譲受会社は不動産業を営んでおります。申請地近辺は住環境に優れていることから、需要が見込めると判断し、分譲地の造成を計画したものです。分譲地は11区画を予定しているとのこと。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇〇円で、1平方メートル当たりには割り返しますと〇〇〇〇円となります。許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、現地につきましては令和7年2月25日に地区担当の高川吉昭委員から現地を確認していただきました。高川委員は本日所用のため総会を欠席しておられますが、当案件につきましては問題のないものとご意見をいただいております。

議 長	事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。
-----	--

佐藤洋悦委員　　２番、佐藤です。今、事務局が説明したとおり、先般現地を確認してきましたけれども、何も問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長	案件2番については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局長	議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める
	令和7年3月11日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	議案第3号、案件1番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	16ページの1番をご説明いたします。所有権を移転する農地は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル外、畑2筆、計3筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん67歳です。所有権の移転を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん72歳です。売買価格は10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇円です。 申し出理由として、当該農地は現在、〇〇さんが受委託で耕作しておりますが、〇〇さんは以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、〇〇さんに相談したところ話がまとまり、売買にいたったものです。 この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議案第3号、案件2番、44番を議題とします。
 本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。
 (○○委員 退席)

事務局の説明を求めます。

[illegible]

申し出理由といたしまして、〇〇〇さんは当該農地を相続しましたが、農地の処分を希望し、耕作者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買い受けに応じてくれたものです。なお、売買価格が低く設定されておりますが、〇〇〇さんの意向により、課税の際の土地評価額と同じ金額としています。

続きまして、37ページ、44番をご覧ください。農地の所在は、協和下淀川〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇平方メートル外、田12筆、計13筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん76歳です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。設定期間は1年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。

申出理由といたしまして、〇〇さんの体調不良により、近隣の農事組合法人である〇〇〇〇〇〇が一時耕作することとなり、一年の賃貸借契約を締結するものです。

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員 入場)

議案第 3 号、案件 3 1 番から 3 7 番を議題とします。
 本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第 2 8 条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
 (〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

27ページ31番から31ページ37番について、関連がありますので一括でご説明いたします。はじめに、31番から36番について、利用権を設定する農地は、大曲〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田36筆、計37筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん64歳、外7名です。

申出理由として、当該農地はこれまで別の方が受委託で耕作しておりましたが、経営規模を縮小することにしたため、近隣を耕作する法人に相談し、新たに貸し付けることになったものです。

続いて37番、利用権を設定する農地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田9筆、計10筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇さんです。

いずれの案件も、利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。設定期間は、31番から36番が11年、37番が3年です。賃借料は、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円、及び〇〇〇〇〇で、賃借料の違いは、圃場の条件によるものです。

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長

議案第3号、案件38番から41番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

32ページ38番から35ページ41番までは関連がありますので、一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル、田36筆、計37筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。38番、39番が新規の利用権設定、40番、41番が利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん88歳、外4名です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。設定期間はいずれも10年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円及び使用貸借で、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。

新規の利用権設定である38番、39番の申出理由といたしまして、農地中間管理事業によ

る利用権設定の期間満了に伴い強化法利用権設定での契約をするものです。

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長

議案第3号、案件42番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

36ページ42番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、土川〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル外、田8筆、計9筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん77歳、外1名です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん67歳です。設定期間は10年、賃借料は10アール当たり、米〇〇〇俵となっております。

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議 長

議案第3号、案件43番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

[illegible]

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議案第 3 号、案件 4 5 番から 5 4 番を議題とします。

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第 2 8 条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

事務局の説明を求めます。

３８ページ４５番から４４ページ５４番まで関連がありますので、一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、協和〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田４８筆、畑２筆、計５１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。４５番から５０番が新規の利用権設定、５１番から５４番が利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７９歳、外９名です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申出理由といたしまして、当該農地は以前より〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃貸借契約を締結し耕作していましたが、契約の更新に当たって、コスト高等の影響から賃借料の見直しを行いました。その中で賃貸借契約から使用貸借契約に切り替わった箇所については、新規の契約を締結する形となっています。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

(〇〇委員 退席)

議長

参与

これらの案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

議長

議長

議長

(〇〇委員 退席)

議長

参与

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

次に、議案第3号、案件3番から30番、58番から260番までを議題とします。

事務局の説明を求めます。

２１ページ、１５番についてご説明いたします。所有権を移転する農地は、神宮寺〇〇〇〇
〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル、１筆です。所有権を移転する方は、大仙
市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん６４歳です。所有権の移転を受ける方は、大仙市
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん４３歳です。売買価格は総額〇〇〇〇〇円、１０アール
当たりには割り返しますと、約〇〇〇〇〇円です。

申し出理由といたしまして、所有者の〇〇さんは農地を手放したいと考えており、今回、近隣で耕作している〇〇さんへ売買の相談したところ、これに応じてくれたものになります。なお、売買価格が低く設定されておりますが、今後も耕作して活用してもらえらるなら安くてもかまわないという、譲渡人である〇〇さんの意向によるものです。

[illegible]

申し出理由といたしまして、〇〇さんは秋田市在住で、高齢により今後も自分で耕作が難しいことから農地の処分を希望しました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇に相談し、〇〇〇〇が売買に応じてくれたものです。なお、売買価格が低く設定されておりますが、今後も耕作して活用してもらえるなら安くてもかまわないという、譲渡人の〇〇さんの意向によるものです。

２６ページ、２９番と３０番は、関連がありますので一括でご説明いたします。所有権を移転する農地は太田町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん８１歳、外１名です。所有権の移転を受ける方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７７歳です。売買価格は、両案件とも１０アール当たり〇〇〇〇〇〇円、総額で、２９番は〇〇〇〇〇〇〇円、３０番は〇〇〇〇〇〇円です。

申し出理由といたしまして、申請農地は〇〇さんが所有する農地の合作地となっており、合作状態を解消するため所有者に買入を申出したところ、売却の同意を得たものです。売買価格が相場より低額となっておりますが、昨年〇〇さんが申請の隣接地を買受した単価と同額で買受することの同意を得たものです。

なお、〇〇さんは、以前は認定農業者の資格を持っておりましたが、現在は所有する農地の

参与

[illegible]

申し出理由といたしまして、当該農地はこれまで借受人の〇〇さんが耕作しておりましたが、賃借料や年数などの契約内容を見直したいとの要望が〇〇さんからあり、従前の契約を合意解約して、新規に契約を結ぶものです。

参与

139ページ、206番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、弘田〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん95歳です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん56歳です。設定期間は10年、使用貸借です。

申し出理由といたしまして、〇〇さんの所有する農地はこの1筆で、高齢の為、今までも〇〇さんに管理をお願いしていましたが、この度、正式に契約をするものです。
〇〇さんの管理してもらえれば賃料はいらないとの意向から使用貸借契約となっています。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第3号につきましては、ただいまご説明いたしました23件の外に、所有権移転24件、賃貸借権設定の新規62件、更新122件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

議案審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

議長

休憩以前に引き続き会議を再開します。 (午前10時40分 再開)
議案第4号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和7年3月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 議案第4号、案件1番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

[illegible]

申出理由といたしまして、〇〇さんは兼業による経営規模縮小を希望し、近隣を耕作する〇〇委員に相談したところ、〇〇委員が借り受けに応じてくれたものです。賃借料が低くなっておりますが、ほ場条件が悪いからです。

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
-----	--

議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
-----	--

議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員 入場)
-----	---

議 長	議案第4号、案件2番から21番を議題とします。 本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
-----	--

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

参 与 171ページから172ページ、2番をご説明します。利用権を設定する農地は、豊川〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートル外、田13筆、計14筆、合計面積〇〇〇〇〇〇.〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん73歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇

[illegible]

申出理由といたしまして、〇〇さんは体調不良により来作からの耕作に不安を感じ、水稻を作付けしていた当該農地の耕作について、近隣を耕作する法人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に相談したところ、耕作に応じてくれたものです。

次に、１７２ページ、３番から１８９ページ、２１番は関連がありますので一括でご説明します。利用権を設定する農地は、豊川字〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田１６４筆、計１６５筆、合計面積〇〇〇〇〇〇．〇〇平方メートルです。３番が農地中間管理事業による新規の利用権設定、４番から２１番までが再設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７３歳、外１７名です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。１０アール当たりの賃借料は、耕作条件の違いにより、〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円まで差があります。設定期間は、いずれの案件も１０年です。新規の利用権設定である３番は、利用権設定の期間満了に伴う農地中間管理事業への切り替え、４番から２１番までは、農地中間管理事業の期間満了による再設定です。１０アール当たりの賃借料は、耕作条件の違いにより、〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇円と段階的に単価設定しており、〇〇〇〇〇円と高めに設定されている筆は、圃場に、〇〇〇〇〇〇〇が使用している農業用ハウスが建てられている農地です。

なお、これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議案第4号、案件22番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

申し出理由といたしまして、当該地は農地集積加速化基盤整備事業の下淀川地区内にあり、〇〇〇〇〇〇が作付けしておりますが、令和3年の換地処分に伴う契約切替の際に誤って不換

なお、これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

参 与

大仙市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について、265ページからの新旧対照表に基づいてご説明します。総会資料②はこれからご説明します箇所を改正した後の事務局設置規則及びあっせん基準要綱の全文です。

はじめに、皆様ご存じのとおり農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに地域計画が策定されます。これに伴い、農業経営基盤強化促進事業が、地域農業経営基盤強化促進計画に変わります。これまで大規模農家が相対契約で行っていた、利用権設定等促進事業が無くなり、全ての契約は従来の農地法か農地中間管理機構を使ったものになります。大仙市の地域計画策定公告日が令和7年3月中であることから、大仙市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部が改正され、連動して大仙市農業委員会事務局設置規則の一部も改正されることとなりました。また、事務局内の事務分掌を精査したところ、現状との相違がありましたので、変更させていただきました。

新旧対照表の266ページをご覧ください。第7条、事務分掌です。左側の現行で総務・振興班の、「セ 農業及び農村に係る振興計画の策定並びに推進に関する事」は農振除外に関連しますので、(2)農地班に移行し、次に「ソ 農業技術改良、農作物の病害虫の防除」は、これまでこのような内容に農業委員会として関わった実績がありませんので、削除いたしました。右側の改正後(案)では、「セ 農業委員会業務計画及び報告に関する事」を追加し、現行の「ソ」を削ったために以下を1つずつ繰り上げ、農地班に入っていた「農地台帳システムに関する事」は、総務・振興班が管轄していますので、新たに「ニ」として追加しました。

次に、農地班です。「コ 農用地利用集積計画の策定に関する事」が法令改正により、「コ 地域計画の策定に関する事」に改められます。「サ 登記に関する事」は、基となる法令を廃止する通達がありましたので削除し、総務・振興班の「セ」を転記しています。「ト」は先ほどご説明しましたとおり総務・振興班に移しました。

第10条の受任事務です。268ページをご覧ください。現行の(1)農用地の利用権設定等促進事業の文言が削除され、改正後の案では利用権の設定及び所有権移転について記載しました。また、第18条の次に第19条を加え、農用地利用集積計画が新たな地域計画に変更されます。(2)の農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に移管した上で廃止する旨の通達があったため、(2)は削除し、これに伴い以下1号ずつ繰り上がります。附則は地域計画の公布施行日と同日とする予定でございます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

桜田友子委員

266ページの改正後なんですけれども、「ス 農業委員会業務計画及び報告に関する事」、「セ 農業委員会業務計画及び報告に関する事」、これ二つダブっておりますけれども。

参 与

ありがとうございます。今、気が付きました。すみません。そうすれば、新しい方の「セ」は完全に削除でございます。以降、1号ずつ繰り上がります。ご指摘、ありがとうございます。

議 長

ほかに質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、議案第6号の大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

事務局長 議案第6号、大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、本委員会の承認を求める

令和7年3月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与 大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱について、271ページからの新旧対照表に基づいてご説明します。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに地域計画が策定されたことにより、大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱について文言を見直しました。現状にそぐわない項目は削除及び加筆し、あっせん基準を変更しています。新旧対照表の現行271ページをご覧ください。第4条(2)は秋田県の農地中間管理機構である農業公社は、「受け手のない農地を借り入れることはない」と言っているので、あっせん先として成立しないこと。また、文中にある農地保有合理化事業は新たな制度に改正されています。これらのことから、(2)全体を削除したいと思います。次に(3)は独立行政法人農業者年金基金をあっせん先とするものですが、経営移譲年金受給の際に農地の貸付先がない離農希望者に対し農業者年金基金が農地を借り受けるものですが、大仙市では農地の貸し借りを行った実態がなく、農業公社同様に受け手のない農地は借り受けないのであれば、あっせん先として成立しないので(3)を削除したいと思います。以上(2)及び(3)を削除することにより、(4)が(2)に繰り上がります。272ページの現行、第5条(1)から(3)について、第4条と同様に農地中間管理機構と農業者年金基金をあっせん先として選択することは無くなりましたので、関連がある文言は削除しています。次に、第5条の2(1)は、「認定農業者に優先的にあっせんする」としていましたが、新たに認定新規就農者を加筆しました。附則は本総会でご承認いただければ、本日を施行日として告示させていただきたいと思っております。

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、議案第7号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについてを議題とします。

事務局長 議案第7号、農地法第3条目的の買受適格証明願いについて
農地法第3条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める

令和7年3月11日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長	次に、報告第2号の令和7年度大仙市農作業標準賃金・料金表についてを議題とします。
事務局長	報告第2号、令和7年度大仙市農作業標準賃金・料金表について 令和7年度大仙市農作業標準賃金・料金表について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する 令和7年3月11日 提出 大仙市農業委員会 農政専門委員会委員長 伊藤 悟
議 長	伊藤農政専門委員長より報告願います。
伊藤農政専門委員長	それでは、農政専門委員会からご報告いたします。ナンバー3の資料、料金表を見てください。去る2月20日に農政専門委員会を開きました。例年どおり、近隣市町の資料をもとに委員全員の意見を伺い、この表のように決定いたしました。根拠として7パーセントほど上がっておりますけれども、最近の軽油の高騰、灯油の高騰、資材の爆上がり等を鑑みまして、このように決定いたしました。それと、オペレーターと一般作業賃金は、オペレーターについては70円ほど上がっています。一般作業については、時給にして49円上がっています。これにつきましては今年の10月に最低賃金が発表されると思いますけれども、その時は、改定された最低賃金を10月の農業委員会だよりに掲載して周知したいと思っております。以上のように決定いたしましたことをご報告します。
議 長	以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第3号の大仙市農業委員会農地賃借料情報についてを議題とします。
事務局長	報告第3号、大仙市農業委員会農地賃借料情報について 大仙市農業委員会農地賃借料情報について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する 令和7年3月11日 提出 大仙市農業委員会 農地専門委員会委員長 高橋 勝範
議 長	高橋農地専門委員長より報告願います。
高橋農地専門委員長	それでは私のほうから、大仙市農業委員会農地賃借料情報について報告します。 2月20日に農地専門委員会を行いまして、293ページのとおり決定いたしました。委員の中では様々な意見が出されましたが、この情報は令和6年中の農地法、強化法、そして中間管理機構を通して契約した案件の平均額、最高額、最低額の情報提供となります。農地法規定により、実際に取引された契約の賃借料について、客観的に公表することになっております。なお、留意事項として記載していますが、ほ場の状況や条件、資材価格、あと燃料費の価格変動などを考慮のうえ、契約時に貸し手の方、借り手の方が、賃借料を決定するための目安として活用いただくものになります。ご理解をお願いします。 この情報につきましては、4月1日発行の農業委員会だより、及び大仙市のホームページに掲載するほか、事務局及び各分室に紙ベースで備え付け、市民の方々へ周知する予定ですので、よろしくお願いいたします。以上、報告いたします。
議 長	以上、報告といたします。

議 長

本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他
(1) 大仙市農業委員会職員歓送迎会について

議 長

委員の方々から何かありませんか。
無いようですので、以上をもちまして、第22回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

(午前11時29分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月11日

会 長 細谷 精悦 _____

委 員 佐藤 吉男 _____

委 員 佐藤 学 _____